

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和5年7月4日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和5年7月7日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	5四議 第228号			公開	非公開理由		
分類番号	04-02-03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ <input type="checkbox"/> 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ <input type="checkbox"/> ）	
簿冊番号	04-05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和5年6月23日（金）		
				会議時間	11時00分～11時48分		
出席委員	委員長	川 渕 誠 司					
	副委員長	広 瀬 正 明					
	委員	平 野 正					
	委員	大 西 友 亮					
	委員	上 岡 真 一		欠席委員			
	委員	澤良宜 由 美					
その他	委員外議員	川 村 真 生					
執行部出席者	市民・人権課長	加 用 拓 也					
	市民・人権課 国保係長	白 土 博 子					
	高齢者支援課長	武 内 俊 治					
	高齢者支援課主幹	矢 野 由 紀					
事務局	事務局長	西 澤 和 史					
	総務係主幹	岡 村 む つ み					
記 録							
令和5年6月定例会で付託された議案2件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については、以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、付託を受けた「第5号議案 専決処分の承認を求めることについて 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分し、その承認を求めるもの。改正条例の内容は、令和5年3月31日公布、同年4月1日施行の地方税法施行令の一部を改正する政令により、課税限度額の引き上げ及び低所得者世帯に係る国保税軽減措置の拡充等の改正があったため、当条例についても、所要の改正を行ったもの。詳細については、添付している改正条例の条文及び議案関係参考資料の条例議案新旧対照表を参照いただきたい。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとし、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとしている。

【質疑：大西委員】

20万円を22万円に、28万5,000円を29万円に、52万円を53万5,000円改めるとあるが、これによる市民への影響はどういうものか。

【答弁：加用市民・人権課長】

上限額の改定については、これまで上限に達しなかった高所得者世帯が、一定、上限が撤廃され、何人かが国保税を払わなくてはいけなくなる。

軽減額の所得判定の基準の引き上げについては、判定額を引き上げることで対象者を拡大するという目的になっており、中間所得者世帯の負担を軽減するために改正を行った形になるというふうに理解している。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、「第11号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

今回の改正は、令和2年度より実施している新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険料の減免について、国の財政支援の対象範囲が拡大され、令和4年度末に資格を取得したことなどにより、令和5年4月以後に納付期限が到来する保険料も対象に含まれることとなったことを受け、所要の改正を行うもの。

改正内容は、これまでは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が定められている令和4年度分の保険料ということになっていたが、これを令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したことなどにより、令和5年4月以後に普通徴収の期限が到来するものに改めるもの。具体的に説明すると、令和5年3月に65歳になったら介護保険の1号保険者になるが、誕生日・編入月が3月であったことで不利益にならないように、3月に資格を取得した人も、これまで同様減免の対象に含まれるという国の通知があったものである。

なお、令和5年度以降は、減免は財政支援はないということでの通知があった。

【質疑：廣瀬副委員長】

3月末ということは、学年などと一緒で、4月1日生まれまでが含まれるということですか。

【答弁：武内高齢者支援課長】

年齢については、前日に年齢を取るという形になっているので、4月1日生まれは3月31日に資格が取得されることになる。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、その他に移り、管内視察について協議を行った。

- － 小休 －
- － 正会 －

管内視察については、7月11日、八束小学校・利岡小学校・川崎保育所・天体観測施設四万十天文台を視察することに決した。

●次に、管外視察について協議を行った。

－ 小休 －

－ 正会 －

管外視察については、実施時期を10月から11月とし、沖縄県又は関西方面で調整していくことに決した。

●事務局より連絡事項

－ 小休 －

－ 正会 －

■委員長報告の作成は正副委員長に一任とし、委員会を終了した。